



11月1日から

マイナンバーカードの交付場所の変更

☎ マイナンバーカード交付窓口 ☎ (232) 6955

11月1日から、マイナンバーカードの交付場所が変わります。

■日時

・平日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時

・毎週水曜日(祝日を除く)

光の森町民センター…午後4時

30分

町民課…午後7時(延長交付)

■場所

① 10月31日(月)まで

町民課、光の森町民センター

② 11月1日(火)から

町民課のみ

※町民課での受け取りが難しい人は、光の森町民センターで交付しますのでご連絡ください。連絡した翌日以降の交付になります。



初の地域住民向け養成講座

認知症サポーター養成講座を行います

☎ 介護保険課 介護予防係 ☎ (232) 2366

認知症を理解し、地域で認知症の人やその家族を見守る応援者を養成する講座を開催します。

■日時 11月4日(金)

午後2時～3時30分

■場所 町社会福祉協議会図書室

■内容 認知症の種類や症状、接し方、相談機関紹介、認知症予防、サポーターの役割など

■申込方法 電話で申し込む

■申込期限 10月28日(金)



修了後、サポーターの証「オレンジリング」を配ります

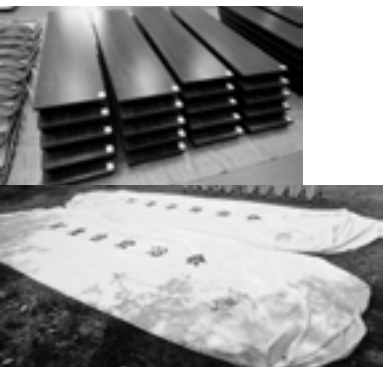
■定員 20人



コミュニティ助成事業で備品を整備

☎ 総務課 総務法制係 ☎ (232) 2111

コミュニティの健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業で、テーブルや椅子、テントなどの公民館備品が杉並台自治会に整備されました。同事業は、(一財)自治総合センターが宝くじ社会貢献広報事業費を財源として助成決定を行うもので、今後の杉並台自治会のますますの活性化が期待されます。



宝くじの助成で杉並台コミュニティセンターに整備されたテーブルとテント



行政への意見や要望、苦情などの行政相談

☎ 総務課 総務法制係 ☎ (232) 2111

■問い合わせ

熊本行政評価事務所

☎ (324) 1662

② 菊陽町特設行政相談窓口

行政相談委員が住民と行政とのパイプ役となり、情報提供や助言をします。

■日時 10月22日(土)

午後1時～4時

■場所

ふれあい交流・福祉支援センター

■日時 10月21日(金)

午前10時～午後3時

■場所 くまもと県民交流館パレア

10階 パレアホール

菊陽町飲酒運転撲滅町民運動に関する取り組み

皆さんの意見をお聞かせください

飲酒運転のない安全・安心な町をつくるため、飲酒運転撲滅町民運動に関する取り組みを予定しています。菊陽町飲酒運転撲滅に関する条例(素案)と、菊陽町飲酒運転撲滅キャンペーン(素案)への皆さんの意見をお聞かせください。

意見を募集します

■案の公表場所

総務課・西部支所(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)、町ホームページ

■提出資格 次のいずれかに当てはまる人

町内に住所のある人、町内に通勤または通学する人、町内に事務所または事業所がある人、町内で活動する個人や法人その他の団体

■提出方法 総務課、西部支所、町ホームページにある

用紙を総務課へ持参か郵送、FAX(232)4923、メール somu@town.kikuyo.lg.jp のいずれかで提出する。

※口頭、電話での意見はお受けできません。

■募集期限 10月17日(月)



■意見の取り扱い・公表

いただいた意見の概要とそれに対する町の考え方は、町ホームページで公表する予定です。住所、氏名などの個人情報は公表しません。

※意見に対して個別の回答はしません。

■その他

・募集期限を経過した後に提出された意見は、今後の参考にします。

・意見交換会を10月12日(水)(役場2階大会議室 午後7時30分～)と14日(金)(光の森町民センター会議室 午後7時30分～)に開催する予定です。

■申し込み・問い合わせ

総務課 総務法制係 交通防災係 ☎ (232) 2111

国民年金には3つの基礎年金があります

国民年金は、老後・万が一のけがや病気で障がいが残ったときなどに備え、年金保険料を出し合うことで、お互いを支え合う制度です。



老齢基礎年金

原則65歳から生涯受給できます。

■年金額(平成28年度) 780,100円

※20歳～60歳の40年間、全ての保険料を納めた場合の金額で未納や免除がある場合は減額されます。

■要件 受給資格期間が、原則25年以上あること

障害基礎年金

一定以上の障がいの状態になった時に受給できます。

■年金額(平成28年度)

1級 975,125円 2級 780,100円

■要件 初診日の前日に次のいずれかを満たすこと

① 初診月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間で、保険料が納付・免除など承認されていること

② 初診月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

遺族基礎年金

年金加入者などが亡くなり、生計を維持されていた18歳到達年度の末日までの子がいる配偶者と子が受けられます。

■年金額(平成28年度)

配偶者(子ども1人) 1,004,600円

子ども1人(配偶者なし) 780,100円

■要件 死亡日の前日に、次のいずれかを満たすこと

① 死亡月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間で、保険料が納付・免除など承認されていること

② 死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

■問い合わせ

町民課 年金係 ☎ (232) 4914

熊本西年金事務所 お客様相談室 ☎ (353) 0142